

同時の売りと買い 株式のクロス取引

〈クロス取引とは〉

同一人が、同じ銘柄に、同一値段・同一数量の売り注文と買い注文を同時に出して、一挙に売買を成立させる取引をいいます。自社の売りと買いの注文を意図的に交錯させることを目的とします。その結果、法人税においては原則として株式の評価減は認められていませんが、このクロス取引を行うことにより、株式の売却損という形で評価減を行ったと同じ効果が生じます。

例えば、取得単価が1株1千円の時に1万株の株式を購入したとします。その株式の時価が6百万円に値下がりしたとします。そうすると、この株式は6百万円の価値しかありませんが、評価減を計上することもできませんので、4百万円の不良資産を抱えていることとなります。そこでこれをクロス取引をすれば、4百万円の売却損が計上されて、貸借対照表の計上額が6百万円となり、スッキリすることとなります。

□クロス取引と税務

このようにクロス取引は有価証券の税務について節税につながる便利な手段です。しかし、あまり節税につながりますと、国税庁も渋い顔をします。このクロス取引については、平成2年までは否定説と肯定説とがありまして、それぞれ論ぜられてきました。

〈否定説〉

クロス取引による損出しは、実際に売買する意思がないものであり、税務上は売買はなかったようにすべきである。

〈肯定説〉

クロス取引であっても、現実取引市場の競争売買の過程で成立した売買であり、市場外の恣意的に作り出されたものではない。結果的に同一に売買が成立したものである。これを売買なかりしものとすることはできない。

□国税不服審判所の判決

平成2年4月19日国税不服審判所は所得税の



○簡単に物事のできることを、朝飯前とか、お茶の子さいさいとか、ヘノカッパなどといいます。朝飯前は空きっ腹の朝飯前でも簡単にできる。土地によっては朝飯のことを茶の子という所があり、お茶の子さいさいも調子の良いさいさいをつけただけで同じ意です。ヘノカッパは河童の尻（木っ端の火）で、木っ端は簡単に火がつくところから同じような意です。



事案ではありますが、それまでの「肯定説」「否定説」に終止符を打つように、理由はいろいろありますが、そのポイントを摘出しますと「現実公認の株式市場において行われたものであり、その取引を仮装ないし不自然なものと解すべき特段の事情も認められないから、株式の値下がり売却損として顕在化させたとしても、その行為を租税回避行為として否認することは相当でない」ということに尽きます。この判決は、所得税に対するものですが、法人について別に違って解さなければならない理由はなく、しばらくはこの肯定論が続きました。

□現在の対応

- ① 公認会計士協会が平成12年1月31日付で「金融商品会計に関する実務会計」（中間報告）なる指針を発表いたしました。それによると「クロス取引のような取引は売買として処理しない」という見解が出されて、
- ② 平成12年の法人税法改正において、売買目的の有価証券の評価は時価法とされました。
- ③ 上記のような背景を踏まえて国税庁は平成12年5月12日付で新たに一項目を設け、「クロス取引による売買についてはその取引はなかったものとする」と規定したことにより、事実上再び否定論の税務が行われています。